

報道関係者 各位

令和4年8月10日（水）

【照会先】

鹿児島労働局労働基準部賃金室

室長 勝田 清人

室長補佐 松下 真一

（直通電話）099（223）8278

E-mail

chinginshitsu-kagoshimakyoku@mhlw.go.jp

令和4年度鹿児島県最低賃金改正額を答申

～令和4年度第3回鹿児島地方最低賃金審議会を開催します～

鹿児島地方最低賃金審議会（会長 やまもと 山本 てるまさ 晃正）は、令和4年度第3回鹿児島地方最低賃金審議会を開催し、鹿児島県最低賃金改正額を鹿児島労働局長（局長 ちゅうしょ 中 所 てるひと 照仁）に対して、答申します。

1 日時 令和4年8月10日（水）午後3時～

2 場所 鹿児島合同庁舎 第2会議室（3階）（電話：099-223-8278）
（所在地）鹿児島市山下町13番21号

3 主な議題

- （1）令和4年度鹿児島県最低賃金の改正について
- （2）その他

4 その他

- （1）審議会の開始時刻が、予定より遅れる場合があります。
- （2）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスク着用等の一般感染対策にご協力をお願いします。また、発熱等、風邪の症状が見られる場合や体調に不安がある場合には、取材をご遠慮ください。